

# 自動車用動力伝達技術研究組合

## (企業向け)共同研究規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、本組合が行う共同研究に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程の用語の定義は次の通りとする。

- (1) 「共同研究」とは、本組合が効率的に基礎研究を進めることを目的に、他の法人と行う試験研究をいう。
- (2) 「共同研究企業」とは、本組合が定める資格を有し、本組合と共同研究に係る契約を締結した法人をいう。なお、共同研究企業は、組合員ではなく、技術研究組合法第8条において規定される議決権及び選挙権を有しない。
- (3) 「研究成果」とは、本組合の研究事業により得られる成果物及び知的財産をいう。
- (4) 「活用」とは、研究成果を製品開発又はサービス等に活かす事をいう。
- (5) 「共同研究企業会費」とは、共同研究企業が本組合に納入する費用をいう。
- (6) 「研究グループ」とは、単一の研究テーマ、または複数の研究テーマからなる共同研究の単位をいう。

#### (資格)

第3条 共同研究に参加する資格を有する者は、以下の全ての条件を満たす法人とする。

- (1) 日本国内に製造又は研究開発拠点を有し、自動車又は自動車に関連する部品、材料、サービス等の提供をしていること。
- (2) 参画する研究グループの研究計画に同意することができること。
- (3) 別途定める共同研究企業会費を支払い、研究の促進に貢献できること。
- (4) 本組合の賛助会員資格を有していること、または共同研究企業への参加と同時に賛助会員となることを合意出来ること。

## 第2章 共同研究企業の決定

(研究テーマの決定)

第4条 共同研究テーマ及び研究グループは、本組合が決定する。

(共同研究企業参画の単位)

第5条 共同研究企業への参画は、研究グループごとの参画とする。

(共同研究企業の募集)

第6条 共同研究企業の募集は年度ごととし、年度をまたいで継続される同一研究グループにおいても毎年度募集を実施する。

2 別途通知する共同研究企業募集期限までにこの規程の第12条に定める契約解除の連絡が無ければ当該テーマの共同研究を自動的に継続とする。

(共同研究企業の決定)

第7条 共同研究への参加を希望する法人は、本組合の所定の方法により、申請を行なうものとする。

2 本組合は、前項の申請を受けた場合には、運営委員会において当該法人の参加資格の有無を審査するものとする。

3 前項の審査により、資格を満たすことが確認された場合は、当該法人へ共同研究約款を送付する。

4 本組合の理事会は、共同研究約款の内容に当該法人からの合意が得られた場合、共同研究に係る契約の締結の決議を行う。

5 共同研究企業と本組合は、共同研究に係る契約を締結するものとする。

(共同研究企業の義務)

第8条 共同研究企業は、共同研究の期間中及び終了後並びに契約解除等理由の如何を問わず共同研究企業ではなくなった後においても、本組合の事業に関する事実、資料、情報及び本組合の事業に関して知り得た事実の一切を秘密として保持し、事前に本組合の書面による同意を得ることなく第三者(共同研究企業の親会社、子会社及び一切の関連企業を含む)に開示漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

(1) 知得時に公知であるもの

(2) 知得後に自己の責によらず公知となったもの

(3) 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく適法に知得した  
もの

2 共同研究企業は、第3条各号に定める資格要件を喪失した場合又は資本金の額に変動  
があった場合、その旨を速やかに報告しなければならない。

3 共同研究企業は、賛助会員規程に記載の義務を負う。

### 第3章 共同研究の実施方法

(研究ワークショップ (WS) )

第9条 本組合は、第4条に基づき決議された研究グループの目的達成を目指し、研究内  
容の進捗確認等を行うため研究テーマ毎に研究WSを設置する。

2 共同研究企業は参加研究グループの研究WSに参加することが出来る。

(研究テーマの遂行)

第10条 第4条に基づき決裁された研究テーマは、研究機関に研究委託し、研究機関が  
研究を行う。

2 本組合の組合員及び共同研究企業等は、自らの組織内の設備等を使用し試験研究(以  
下、「持ち帰り研究」という)を行わない。ただし、研究機関はそのかぎりではない。な  
お、本項は、持ち帰り研究を制限するものに過ぎず、本組合の組合員及び共同研究企業等  
が、研究テーマと同一テーマについて、独自に研究することを制限するものではない。

### 第4章 共同研究企業会費

(共同研究企業会費)

第11条 共同研究企業は、別途通知する共同研究企業会費を納入しなければならない。  
なお、共同研究企業会費は、通知を受領後すみやかに納入するものとする。

2 共同研究企業会費は、理由の如何を問わず共同研究に係る契約が解除となった場合  
でも、その支払義務を免れることはできず、既に納入された共同研究企業会費は、契約の  
解除にあたり返還しないものとする。

3 共同研究企業会費は次年度テーマ告知の際に通知し、年度ごとに会費を設定する。

### 第5章 共同研究参加の解除

(解除)

第12条 共同研究企業は、共同研究の期間中であっても、書面により本組合に届け出る  
ことにより、何時でも共同研究に係る契約を解除することができる。

2 本組合は、共同研究企業が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要することなく、書面により共同研究に係る契約を解除することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとしたとき
- (2) 参加費の納入を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をしたとき
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をしたとき
- (5) 公序良俗に反する行為をしたとき
- (6) 共同研究企業、共同研究企業の役員又はその経営に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であったとき
- (7) 共同研究企業、共同研究企業の役員又はその経営に関与する者が、反社会的勢力に利益若しくは便宜を供与し、又は反社会的勢力との間で社会的に非難される関係にあったとき
- (8) その他、この規程、本組合の定めるその他の規程・規約又は約款等のいずれかの条項に違反したとき

3 前項各号の事由に基づき共同研究を解除された共同研究企業は、解除に関し本組合に対して一切の損害の賠償を求めすることはできないものとする。また、本組合は、解除した共同研究企業に対して現実に発生し又は合理的に発生しうる本組合の損害の賠償(弁護士費用を含む)を求めすることができる。

4 本組合は、第2項の事由が判明した場合は、共同研究に係る契約の解除について、運営委員会の協議を経て、理事会で決議する。

## 第6章 共同研究企業の権利

(権利)

第13条 共同研究企業は、共同研究によって得られた研究成果を自社の製品開発に限り使用できる。

2 共同研究企業は賛助会員規程に記載の権利を有する。

3 共同研究企業は以下の権利を有する。

- (1) 研究ニーズの閲覧および研究ニーズ・シーズの提案
- (2) 参加研究グループごとに定める研究WSへの参加
- (3) 参加研究グループのデータベースへのアクセス
- (4) 成果報告会への参加
- (5) 参加研究グループの成果報告書の入手
- (6) その他、本組合が定めるもの

(知的財産)

第14条 知的財産の取扱いは別途知的財産権取扱規程による。

(成果物)

第15条 成果物の取扱いは、別途成果物等取扱規程による。

## 第7章 その他

(その他)

第16条 この規程に定めのない事項については別途定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、制定日より施行する。

2019年 12月 31日 制 定

2021年 3月 24日 1回目改訂